

280-1690
令和5年3月23日

関係団体の長 殿

宮崎県県土整備部長
(公 印 省 略)

宮崎県工事請負契約約款の一部改正について（通知）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から公共事業の推進につきまして、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、下記のとおり本県が所管する宮崎県工事請負契約約款（以下「約款」という。）の一部が改正されました。

つきましては、令和5年4月1日以降に契約を行う建設工事において、適切に対応していただきようお願いします。

記

1 改正の内容

(1) 契約保証の電子化（第4条、第34条、第35条、第40条）

契約手続の効率化のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等について、電磁的方法による取扱いを可能とするもの。

(2) 不可抗力による損害の負担の見直し（第29条）

天災等の不可抗力により、工事目的物や建設機械等に損害が発生した場合は、その損害合計額のうち請負代金額の1%を受注者が負担することとしているところ、災害復旧工事等に係る不可抗力による損害については、受注者負担を求めないこととするもの。

(3) 暴力団排除要件の拡大（第47条）

公共工事における暴力団排除の更なる徹底のため、発注者が催告によらずに契約を解除できる要件を拡大するもの。

2 施行期日

令和5年4月1日

3 その他

改正後の約款については、宮崎県庁ホームページ（県土整備部管理課ページ）からダウンロードできます。

（文書取扱 管理課）

担当：企画調整担当 福島 電話：0985-26-7684

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
(契約の保証) 第4条 [略] <u>2</u> 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第<u>5</u>項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 <u>3～5</u> [略] (不可抗力による損害) 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 2・3 [略]	(契約の保証) 第4条 [略] <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）</u>であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。<u>この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u> <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第<u>6</u>項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 <u>4～6</u> [略] (不可抗力による損害) 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具<u>（以下「工事目的物等」という。）</u>に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 2・3 [略]

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 [略]

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（前金払及び中間前金払）

第34条 [略]

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 [略]

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（前金払及び中間前金払）

第34条 [略]

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 [略]

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第52条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領

方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 [略]

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第52条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領

済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 [略]

8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、じゆん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 [略]

済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

8 [略]

9 発注者は、受注者が第7項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、じゆん閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 [略]

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場

3 [略]

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第40条 [略]

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 [略]

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 [略]

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第40条 [略]

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 [略]

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を準用する。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(9) [略]

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ [略]

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ [略]

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ・ク [略]

(11)～(14) [略]

(1)～(9) [略]

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ [略]

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ [略]

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ・ク [略]

(11)～(14) [略]